



鳥取県公報

平成 29 年 5 月 12 日 (金)
第 8 8 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (370) (障がい福祉課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (371) (産業振興課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (3 件) (372~374) (農地・水保全課) 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出 (375) (水産課) 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (376) (〃) 3
	土地改良区の役員の就任 (377) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	平成29年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療指導課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社大陽堂薬局	倉吉市上井27-1	大陽堂薬局新開店	米子市新開二丁目13-53	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成29年5月1日

鳥取県告示第371号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県先端ICT活用実証モデル開発支援補助金審査会	鳥取県先端ICT活用実証モデル開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成29年5月12日から平成30年3月31日まで	産業振興課
平成29年度鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金審査会	鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成29年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会	鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃

鳥取県告示第372号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を平成29年5月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を平成29年5月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を平成29年5月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第375号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 健治 岩美郡岩美町大字田後101 寺岡 幸雄	田後加入区	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後68 田後漁業協同組合	平成29年5月12日から同月26日まで
東伯郡琴浦町大字赤碕1608-24 寺田 幸実 東伯郡琴浦町大字赤碕1976-8 井勝 真二	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町大字赤碕1735 赤碕町漁業協同組合	〃
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17-2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組合境港支所	〃

鳥取県告示第376号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年5月12日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

就任した役員の氏名及び住所

理 事 河 田 千 秋 倉吉市伊木138

〃 沖 秀 喜 倉吉市上井389

〃 福 井 昭 治 倉吉市福庭198

平成29年3月27日就任 任期 平成31年5月24日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成29年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成29年8月8日（火） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

（1）筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

（2）実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、上記（1）ウ及び（2）の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

（1）書類の提出先

ア 県内居住者 鳥取県東部福祉保健事務所（〒680-0901 鳥取市江津730）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

（2）提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

（3）受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成29年6月5日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成29年6月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（4）その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が、受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。こ

の場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成29年7月7日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成29年9月1日（金）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県東部福祉保健事務所、鳥取県中部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、平成29年9月1日（金）から同年10月2日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取県東部福祉保健事務所（電話 0857-22-5691、ファクシミリ 0857-22-5669）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年6月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
平成29年6月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年6月20日 午前10時から午後 4時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年6月27日	〃	〃	〃	〃

午前10時から午後 4時まで				
平成29年6月27日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。